

発議案第21号

労働者派遣法改正案の廃案を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月11日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	㊟
	同	伊 原 忠	㊟
	同	三 田 登	㊟

提案理由

国に対し、労働者派遣法改正案を廃案するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

労働者派遣法改正案の廃案を求める意見書

今国会で審議中の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（労働者派遣法）改正案は、これまで派遣先企業が、同じ業務に3年以上同一の派遣労働者を受け入れ続けた場合は、直接雇用が義務付けられていたものが、今後は過半数労働組合等の意見聴取だけで、反対されても派遣期間を延長できることになる。また、3年で派遣労働者を入れ替えれば、いつまでも派遣労働者により業務を続けることが可能になるのである。

これでは、派遣労働者は3年を超えても、同じ企業の職場を転々とさせられるだけで、直接雇用の道はなくなり、文字通り「生涯派遣」の身となるのである。そればかりか、低賃金の派遣労働者を無期限で受け入れ可能になれば、コストの高い正社員との「常用雇用の代替」が進むのは明らかである。

企業にすれば、派遣労働者に置きかえることで直接の雇用責任がなくなり、社会保険料の負担を回避でき、賃上げや労働時間など待遇改善の交渉に応ずる義務はなくなる。また、景気次第では簡単に「派遣切り」が可能になるのである。

これは、労働者派遣法で「臨時的・一時的業務に限る」、「常用雇用の代替であってはならない」と禁止した大原則の廃止であり、戦後の日本の雇用形態を根本的に変えることになる。

労働基準法は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」、「労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」として、労働者が人材派遣会社から公然と「ピンハネ」される間接雇用を禁止してきたのである。

企業が労働者を雇用する場合は、ハローワーク等を利用して募集し、応募した労働者との間で直接雇用契約を交わし、採用するのが職業安定法や労働基準法の本来の姿である。

よって、本市議会は国に対し、労働者派遣法改正案を廃案するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様